

CULTURE & ARTS BULLETIN

ン)』として販売したアーティストのロスチャイルド氏に対し、商標権侵害・商標の希釈化等を訴えて提起した米国の訴訟（ニューヨーク連邦裁判所）において、2023年2月14日に、陪審員は、エルメス側の主張を認め、ロスチャイルド氏に対して、13万3,000ドルの損害賠償を命じました。本訴訟では、エルメスがハンドバッグに関して保有している商標権が、NFT化されたデジタル画像にまで及ぶか（消費者がMetaBirkinsをエルメスの商品と混同するおそれがあるか）が争点となっていました。陪審員による評決では、ロスチャイルド氏は、商標権侵害・商標の希釈化等全ての請求に対して責任を負うと認められたとされています。なお、米国法との関係にはなりますが、本訴訟では、ロスチャイルド氏側の証人として申請されていた「キャンベルのスープ缶」の制作者であるアンディ・ウォーホルの伝記の著者が不採用とされたことも注目されています。また、ロスチャイルド氏は本決定に対して、既に陪審員の評決に基づくものではなく判決を求める申立てを行っており、控訴に進む前に改めて審理が行われる可能性があります。

時を同じくして、EUでは、ページをベースに、黒、赤、白の3色で構成されるバーバリーのチェック柄に関し、指定商品・指定役務を「NFTトークンを含むバーチャルの靴や衣服、商品等」及び「オンライン上で衣服やアクセサリ等を提供する行為」等とする登録に対する異議申立てについて判断がされました。EUIPOは、2023年2月8日、EU商標規則7条(1)bに基づき、バーバリーのチェック柄はデザインとしての識別力を持たず（バーバリーは期限内に識別力を持つことに関する証拠資料を提出できなかったとして）、EU商標登録を拒絶しました。その際、EUIPOは、バーチャルで使用される商標は、現実世界で販売されている商品（衣服、アクセサリ等）に類似したデジタル商品の表面に配置されることになるから、識別力の評価は現実世界での評価と異なるものであってはならないとし、「バーチャル商品の重要な特徴」として、「現実世界の商品の核となる概念を模倣する」ということがあると挙げ、「現実世界の商品に対する消費者の認識は、当該製品に係るバーチャル商品にも適用することができる」と示し、商標出願時にバーチャル商品等が指定商品等として指定されている場合に、当該商標の持つ識別性を評価する際にも、現実の商品と同一の基準が適用されるとしています。なお、本拒絶決定に対してバーバリーが控訴をする場合の期限は4月初旬であり、注目されます。

上記の①エルメスのMetaBirkinsに関する商標侵害訴訟と②バーバリーのチェック柄の商標登録拒絶決定は、①では現実世界の商品で認められている商標がバーチャル商品にまで及ぶかということを議論している一方で、②では既にバーチャル商品の商標区分がEUにおいて設けられた後に、当該区分での商標登録がどのような場合に認められるかという議論がされ、また、主に識別力が争われている点で、異なる場面の議論です。ただ、今後、日本においても、バーチャル商品等を指定商品とする区分が新たに設けられる可能性もあり、その場合には②の判断が参考になるでしょう。また、その間に、仮に、指定商品にバーチャル商品を含めていなかった場合であっても既存の商標に基づいて行う商標権侵害の主張が認められるかという観点からは、①の判断

CULTURE & ARTS BULLETIN

が参考になります。現在、衣服等を取り扱う企業により、バーチャル商品等を指定商品とする補正等も行われてきていますが、未だ明確な予測を立てることが困難なこの領域において、引き続き、参考となる海外事例といえそうです。

(堀 有光子)

2. ホテルに設置されたアート作品の改変をめぐる、三井不動産がアーティストとトラブル

アーティストである吉田 朗氏（以下「吉田氏」といいます。）が制作し、三井不動産株式会社（以下「三井不動産」といいます。）が所有するホテル「sequence MIYASHITAPARK」の最上階にあるバー（以下「本店舗」といいます。）に設置されたアート作品「渋谷猫張り子」（以下「本アート作品」といいます。）について、吉田氏に無断で改変が行われたとして、吉田氏が三井不動産に対して抗議をしていることが報じられています。

吉田氏のマネジメントを手がけるユカリアートの発表によれば、本アート作品は、2019年8月に本店舗の運営会社の依頼で制作され、2020年4月から本店舗に設置されていたところ、その後、本店舗の事業譲渡を受けた株式会社マザーエンタテインメント（以下「マザーエンターテインメント」といいます。）によって、改変がなされたとのことです。吉田氏は、当該改変は著作者である吉田氏に無断で行われたものであるとして、本アート作品の所有者であり、マザーエンターテインメントに対して改変を了承したとされる三井不動産に対して抗議し、本アート作品の返還等の措置を要求しています。

アート作品の著作者は、著作権法 20 条により、著作者人格権の一つとして、自己の著作物とその題号につき、その意に反して変更、切除その他の改変を受けないという権利（同一性保持権）を有します。同条は、著作者の意に反して改変したこと自体が著作者の人格を傷つけるという認識の下に立法されており、客観的には著作者の名誉・声望を害する事実がなくても、意に反する改変であれば原則として同一性保持権侵害になるとされています。また、上記のとおり、同一性保持権は、名声・声望に関する権利であるため、一般的人格権と同様に、原則として「事前」の放棄を認めるべきではなく、例えば事前に著作者が改変自体に同意していても、その後の著作者の名誉・声望を害するような極端な改変に対しては事後的に同一性保持権侵害を主張できるとされています。

本アート作品の改変は作品全体及び制作者並びに作品名が表示された銘板のある台座部分をラッピングシートで覆い隠す態様で行われており、仮に当該改変が著作者である吉田氏の承諾なく行われた場合には、同一性保持権を害するものであったといえます。本アート作品が制作された当時、吉田氏、本店舗の運営会社及び三井不動産との間で、本アート作品に関してどのような取り決めが行われたのか、また、本件改変行為へ三井不動産がどのように関与したのかは具体的には明らかになっていませ

CULTURE & ARTS BULLETIN

んが、本事案は、アート作品に何らかの手を加えるような場合には特に慎重に対応する必要があることを示唆しているのではないのでしょうか。アート作品の展示・利用にあたっては、当該品に含まれるアーティストの意図やこだわりを尊重することが重要であり、万が一変更が必要な場合にはアーティストと十分に協議をしたうえで、同人の承諾を取ることが求められます。

(瀧山 侑莉花)

3. ルイ・ヴィトンの広告に対して、ジョアン・ミッチェル財団が即時撤回を求める停止命令書を送付

2023年2月21日、抽象画家であるジョアン・ミッチェルの作品及び遺産を管理するジョアン・ミッチェル財団（以下「JMF」といいます。）が、同財団のホームページにおいて、ルイ・ヴィトンが、ジョアン・ミッチェルの作品を違法に複製し、これを自社のハンドバッグの広告に無断で使用したとして、ルイ・ヴィトンに対して広告の即時撤回を求める停止命令書を送付したことを公表しました¹。

JMFによると、2022年末頃に、ルイ・ヴィトンは、JMFに対して、今後の広告キャンペーンでジョアン・ミッチェルの作品の使用許可の要請をしていました。しかし、JMFは、ジョアン・ミッチェルの作品の画像は教育目的にのみ使用するというJMFの長年の方針に従って、ルイ・ヴィトンからの要請を拒否していました。JMFによると、同財団は、商業的なキャンペーンや他の商品やサービスの宣伝のために、ジョアン・ミッチェルの作品を使用することを許可したことは一度もなく、その後もルイ・ヴィトンはJMFに対して使用許可を何度も要請したものの、これらはJMFによって拒否されていました。

しかし、ルイ・ヴィトンは、ジョアン・ミッチェルの作品の画像を無許可で利用して上記広告キャンペーンを開始したことから、JMFから停止命令書が送付されることになりました。ルイ・ヴィトンは、当該広告キャンペーンの掲載をウェブサイトやSNSから停止したものの、現在までに、コメントは公表されていません。

広告においてアーティストの作品を利用する際にも、アーティストから当該作品の使用許可を得ることは大前提とはなりますが、その他にも、当事務所の [MHM Culture & Arts Journal - Issue 8](#) - (2023年1月号 (Vol.16)) の1.でもご紹介したとおり、当該作品やアーティストの意向を最大限尊重した利用を行うとともに、関係者間において誤解のないような充実したコミュニケーションを意識することが、その後の作品の利用に亘っても極めて重要であるといえます。

(兼松 勇樹)

¹ <https://www.ioanmitchellfoundation.org/journal/statement-on-unauthorized-use-of-mitchell-artworks>

CULTURE & ARTS BULLETIN

いところであり、筆者も、ようやく家や学校に PC が設置された 20 年前、携帯端末をかざして簡易迅速に決済が完了する未来など、まるで予想だにしていませんでした。その意味で、この数十年間は、「文明の必要とするもの」が次々に発掘され、様々な企業努力の下に、需要に応じた供給が試みられてきた期間であると言えるでしょう。そして、これらの応需の背景に、少数の大企業のみならず、革新的なアイデアと機動的なアクションに強みを持つ数多のスタートアップの活躍があることは言うまでもありません。こう考えてみると、「文明の必要とするもの」を創り上げようと、果敢にトライ & エラーを繰り返すスタートアップの活躍が、万博を通じて広く公衆に届けられ、そのことをきっかけに更なる成長を遂げるというシナリオは、むしろ「博覧会」に予定された役割にまさにフィットしているようにも思われます。

2005 年に開催された、愛・地球博では、世界的な知名度を持った日本を代表する大企業によるパビリオンが印象的でした。大阪・関西万博でも、そのような名門パビリオンが耳目を集めることが予想されますが、今回の万博では、上記のとおり、スタートアップのプロモーションにも力が入れられています。このように、大阪・関西万博は、スタートアップによる産業革新を「起動」させるメルクマールとなることが期待されており、関西にルーツを持つ一個人としても、今後の状況に注目していきたいと思います。

(本井 豊)

【編集後記】

- ◇ 今号のトピックには、期せずして、芸術作品の利用に関するトラブルが並びました。芸術作品を利用する側においては、法的に許容される利用行為なのかという観点のみならず、レピュテーション・リスクの観点も踏まえ、真摯にアーティストと協議し可能な限りその意向等を尊重することが重要であるということを物語っています。
- ◇ 2023 年 3 月 27 日から、文化庁長官をはじめとする文化庁の一部職員が、京都市の新庁舎での業務を開始しました。GW 明けの 5 月 15 日からは、残る職員も新庁舎での業務を開始する予定となっています。また、本号のコラムで取り上げられているとおり、2025 年には、大阪・関西万博が開催されます。今後数年は、関西圏における Culture & Arts が熱く、関西の地で Culture & Arts 関連の動きがよりいっそう活発化するでしょう。MHM Culture & Arts プラクティスグループも、この動きに呼応して、案件対応や情報発信を行ってまいります。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：小田 大輔、城戸 賢仁)